

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月9日

広島市長

提出者

住所 広島市安佐北区可部三丁目3番30号

氏名 沼田建設株式会社

代表取締役 沼田 聖

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-814-3148

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	沼田建設株式会社
事業場の所在地	広島市安佐北区可部三丁目3番30号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	完成工事高 ¥1,869,255,000 (令和6年度実績)
③従業員数	23人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	集積→運搬→リサイクル施設搬入→破碎→製品

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和 6 年度) 実績量  
 計画:今年度(令和 7 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1250.37	1000								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	49.308	40								
紙くず	0.18	0.1								
木くず	700.465	700								
繊維くず	0.366	0.3								
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	3.383	3								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.6	0								
鉱さい										
がれき類	1002.192	1000								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合	43.562	20								
石綿	0.26	0.2								
合計	3050.686	2763.6	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

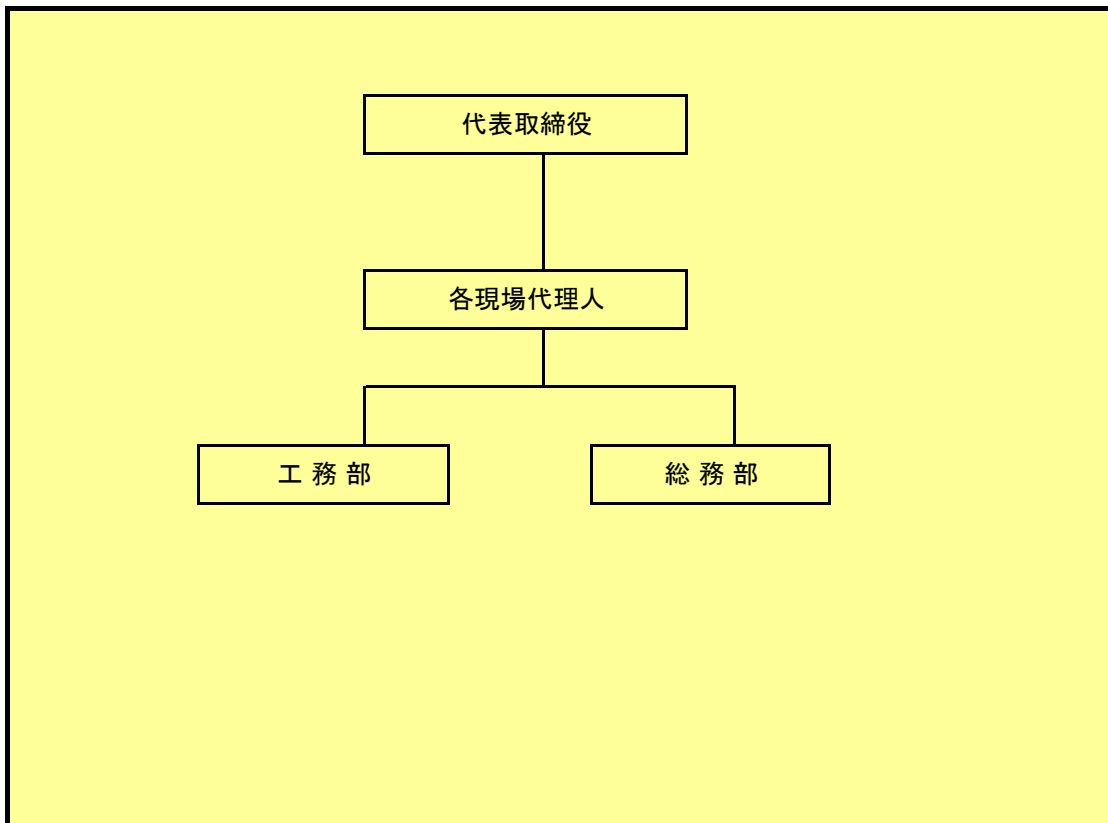
産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1250.374	1000			1250.374	1000				
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	49.308	40			49.308	40				
紙くず	0.18	0.1			0.18	0.1				
木くず	700.465	700			700.465	700				
繊維くず	0.366	0.3			0.366	0.3				
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	3.383	3			3.383	3				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.6	0			0.6	0				
鉱さい										
がれき類	1002.192	1000			1002.192	1000				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合	43.562	20			43.562	20				
石綿	0.26	0.2			0.26	0.2				
合計	3050.69	2763.6	0	0	3050.69	2763.6	0	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	撤去範囲を明示し、不必要な範囲を取り壊さない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	撤去範囲を明示し、不必要な範囲を取り壊さない。

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>区画を明示して分別の徹底を図る。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>区画を明示して分別の徹底を図る。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	運搬及び処分委託について許可業者であることを確認し、 処分についてはリサイクル施設を優先して選択する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	運搬及び処分委託について許可業者であることを確認し、 処分についてはリサイクル施設を優先して選択する。